

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から61年3月まで

昭和53年10月11日に会社を退職した後、同年10月26日に国民年金に任意加入し、納付書により金融機関の窓口で国民年金保険料を納付していた。

申立期間当時は、夫、義父及び義母と同居していたが、夫、義父及び義母は、義父が経営する会社の厚生年金保険に加入していたため、私の国民年金について同居していた家族に相談したことは無い。

昭和59年8月に任意加入被保険者資格を喪失しているとのことだが、私が喪失の手続をした記憶は無く、夫や申立期間当時に義父が経営していた会社に勤務していた従業員にも聞いたが、私の国民年金被保険者資格の喪失届を役場に提出したことは無いと言っているため、申立期間が未納・未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は20か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、町が保管する申立人の納付記録によれば、申立人は申立期間直前の昭和59年7月の国民年金保険料を59年8月2日に納期限内に現年度納付していることが確認でき、町から送付された現年度保険料の納付書を所持していた申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付しない事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の任意加入被保険者資格喪失年月日は昭和59年8月27日とされているが、この記録は社会保険庁が60年2月12日に遡^{さかのぼ}って処理していたことが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄には申立人が53年10月26日に国

民年金に任意加入した記録が確認できる一方で、資格喪失年月日の記載は無いことなどから、当時、行政側の事務処理に不手際があったものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月及び平成5年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月
② 平成5年4月から同年11月まで

申立期間当時は実家のあるA町の漁業協同組合の組合員であったため、私の住民票だけをA町に置き、家族でB町に住んでいた。

昭和57年の結婚後は、妻が私の国民年金の切替手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していた。

専業主婦であった妻の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納・未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ1か月及び8か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、20歳到達前である昭和44年*月*日に国民年金に加入手続きしていたことが確認できる上、A町が保管する申立人の年金記録により、申立人は、最初に船員保険資格を喪失した51年8月から申立期間①前の59年9月までの12回に及ぶ船員保険から国民年金への切替手続きを適切に行い、切替手続き後の国民年金保険料を現年度に納付していることが確認できることから、申立人の納付意識は高かったものと推察され、納付意識の高かった申立人が、申立期間①だけは切替手続きを行わず、保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①後も多数回の切替手続きを行っており、平成4年6月に船員保険資格を喪失した際も適切にその手続きを行った上で、申立期間②直前の5年3月までの国民年金保険料を現年度納付している

ことが確認できる。

加えて、申立人が供述する申立期間当時の納付方法は、申立期間当時のA町及びB町における収納方法と符合しており、申立内容に不自然さは見られない。

その上、申立人の妻は国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間の国民年金保険料を現年度に納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から平成元年5月まで
会社を退職した昭和55年3月に、妻が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間について、申立人の妻は国民年金保険料の納付が免除されており、申立人の妻は、夫婦二人分の免除申請を行っていたと述べている上、免除申請は世帯ごとに行われるのが一般的であること等から、夫婦が同時に保険料の納付を免除されていたものと考えるのが自然である。

一方、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金への加入手続きを行い、その保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立人が厚生年金保険に加入していた昭和54年3月19日に既に国民年金任意加入被保険者資格を取得し、妻自身の国民年金保険料を納付していたことが確認でき、申立人の、申立人の妻が55年3月に夫婦二人分の加入手続きを行ったとする供述は客観的事実に符合しない上、申立期間のうち、58年4月から59年3月までの期間及び60年4月から平成元年5月までの期間については、申立人の妻も未納である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

昭和44年3月に結婚のため退職し、同年11月ごろにA町役場の職員であった夫が私の国民年金の加入手続きを行い、同年12月25日に昭和44年度の国民年金保険料を一括して納付したが、その時に私が「来年から国民年金保険料はどのように納付するのか」と夫に尋ねたところ、「来年からは自分の給与から引かれることになった」と説明されたことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて現年度に納付している。

また、申立人の夫が申立期間当時に勤務していたA町では、国民年金制度発足当初からA町役場職員納税貯蓄組合が存在しており、加入した職員の配偶者の国民年金保険料を職員の給与から引き去りしていたことが確認でき、申立人が供述する申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は客観的事実に符合しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から61年3月まで

昭和55年の春に夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、私か夫が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していたはずなので、申立期間が未納及び保険料の納付が免除されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人とその夫は、申立期間後の昭和61年4月から平成18年1月までの期間について、同一期間の国民年金保険料を同一年月日に納期内納付していることが確認でき、昭和61年4月時点の申立人の納付意識は高かったものと推察される。

また、申立人とその夫は、昭和61年4月の国民年金保険料を61年4月28日に納付していることが確認でき、納付意識の高かった申立人が、申立期間のうち、その時点で現年度納付が可能であった60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されているが、その前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立人とその夫は、昭和59年9月ごろに加入手続し、資格取得日をそれぞれの20歳到達時まで遡さかのぼったものと推察され、申立人が供述する加入手続の時期とは符合しない上、このころに申立人とその夫が加入手続していたとすれば、申立期間のうち、54年10月から57年6月までの期間は時効により納付できない。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和59年4月から60年3

月までの国民年金保険料の納付を免除されていることが確認できるが、これは市役所の記録とも一致しているほか、同記録の翌年度には「申免却下」の表示があり、申立人が当時、免除申請の意思を有していたことがうかがえる。これを踏まえると、昭和59年度保険料の納付が困難であった申立人が、申立期間のうち、59年9月時点で過年度納付が可能であった57年7月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から39年3月まで

私が20歳になって間もなく、母親が、自宅に来た国民年金の担当者に私の国民年金の加入手続を行ったことを覚えている。

申立期間当時は実家で漁業を営んでおり、家族7人と同居していたが、国民年金に加入していたのは同居していた両親と私の3人で、申立期間の国民年金保険料は、母親が3人分をまとめて集金人に納付していた。

母親から「家族の国民年金保険料はすべて納付していた」と聞かされているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、その国民年金手帳記号番号の払出年月日から、昭和39年3月ごろに国民年金に加入手続していたものと推察され、このころに申立人が加入手続していたとすれば、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

さらに、申立人が供述する申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、申立期間当時の当該町における国民年金保険料の収納方法と符合しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月末から同年 10 月上旬まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社に昭和 48 年 3 月末ころから勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「申立人が勤務していたかどうかは不明。当時の従業員の厚生年金保険の加入についても分からない。」との供述を得ている。

さらに、申立人は、一緒に勤務していたという同僚二人の名字を記憶していたものの、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の同僚と思われる者の加入記録は確認できない上、同社の同原票において被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した複数の者に照会したところ、一人から「申立人は勤務していたが勤務期間は不明。」との供述は得られたものの、厚生年金保険の適用状況については複数の者から、「厚生年金保険に加入している者と加入していない者がいた。」、「試用期間があった。」との供述を得ているほか、申立人及び複数の同僚の供述によれば、申立期間当時の同社の従業員は 30 人程度であったとしているところ、社会保険事務所の記録によると、当該期間における同社の被保険

者数は 13 人から 15 人で推移していることから、当時の事業主は勤務していた者を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から平成 7 年 9 月まで

A社（現在は、B社。）における厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について実際の給与支給額よりも低い標準報酬月額で記録されていることが判明した。

昭和 51 年分給与所得の源泉徴収票及び 56 年 4 月分の給与明細書があるので、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の標準報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人は、昭和 51 年分給与所得の源泉徴収票及び 56 年 4 月分の給与明細書を提出しているが、51 年分給与所得の源泉徴収票については、「社会保険料の金額」欄に記載された控除額が、おおむね社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額に相当する金額となっていること、56 年 4 月分の給与明細書については、同明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が同庁に記録されている標準報酬月額を超えていることが確認できるが、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同庁に記録されている標準報酬月額とが一致していること

から、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、昭和 51 年分の源泉徴収票及び 56 年 4 月分の給与明細書を除き、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、B 社に照会したところ、「当時の申立人の給与明細も無く、また、厚生年金保険の届出状況も確認できなかった。」との回答を得ており、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が主張する標準報酬月額の相違について、元事業主に照会したところ、「私は、事業を引き継ぐ昭和 58 年まで、経理を担当していた。当時、従業員の保険料負担軽減のため、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低い標準報酬月額を使用して厚生年金保険料を算定していた。」との回答を得ており、当時、事業主により適正な標準報酬月額による届出がなされていなかったことがうかがえるが、厚生年金保険法第 75 条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件については標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 62 年 3 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立期間当時、A社（後のB社）に季節雇用者として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録により、申立期間について、A社に季節雇用者として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間中の昭和 58 年 12 月に実施したとみられる「特殊健康診断通知書」及び 60 年 5 月又は 6 月及び 7 月に押印のある「出勤簿」を提出しており、これらには申立人のほか合計 16 人の名前が記載されており、申立人によると、これらの者は申立人同様の季節雇用者であったとしているところ、これら 16 人全員について、同時期におけるA社での厚生年金保険の加入記録は確認できない上、このうち 7 人については、国民年金の被保険者となっており、同時期に国民年金保険料を納付していることが確認でき、このうち連絡の取れた者からは、「私は昭和 51 年ころから 61 年ころまでの期間及び平成 3 年から 8 年までの期間、それぞれ申立人同様に季節雇用として勤務していたが、昭和 61 年ころまで勤務していた当時、季節雇用者については厚生年金保険に加入していなかったため、私は国民年金に加入していた。なお、平成 3 年から再度勤務していたころは、季節雇用者についても厚生年金保険に加入していたと記憶している。」との供述を得ている。

また、社会保険事務所の記録によると、上記 16 人のうち、その後、A社で厚生年金保険の資格を取得している者は 9 人確認できるが、そのうち 8 人の同社での資格取得日は申立人と同日の昭和 62 年 6 月 1 日となっていることが確認でき、このうち、連絡の取れた者からは、「私は昭和 37 年から申立人同様季節雇用として勤務していたが、62 年 5 月までは、厚生年金保険に加入しておらず保険料も控除されていなかった。同年 6 月から季節雇用者についても厚生年金保険に加入することとなったと思う。」との供述を得ている。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、元事業主に照会したところ、「当時、申立人は季節雇用者として勤務していたが、申立期間当時、季節雇用者については、雇用保険のみ加入しており、厚生年金保険に加入させていなかった。」との回答を得ている。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無いほか、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間について国民年金の被保険者となっており、このうち、昭和 51 年 6 月から 56 年 3 月までの期間は国民年金保険料を納付していることが確認でき、同年 4 月から 60 年 3 月までの期間は国民年金保険料の納付を免除されていた期間となっていることが確認できる。

このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。